外来生物法におけるオオクチバス等の飼養等について

特定外来生物の飼養、輸入等については、主務大臣の許可を受けた場合(学術研究等の目的で適正に管理する施設等を有する)等を除き禁止され、飼養等に係るものを 野外に放つ行為は一律禁止。

飼養等の許可の基準は主務省令で定められ、特定飼養等施設の基準の細目については、特定外来生物の種類毎に主務大臣が告示で定める。

外来生物法の該当条文抜粋		施行規則の該当条文抜粋
--------------	--	-------------

1. 飼養等の禁止

法律

- 第4条 特定外来生物は、飼養等をしてはならない。次に掲げる場合は、この限りでない。
 - 一 次条第1項の許可を受けてその許可に係る飼養等をする場合
 - 二 防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

2. 飼養等の目的

法律

第5条 学術研究の目的<u>その他主務省令で定める目的</u>で特定外来生物の飼養等をしようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

主務省令

- 第3条 法第5条第1項の主務省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。
 - 一 博物館、動物園その他これに類する施設における展示
 - 二教育
 - 三 生業の維持
 - 四 特定外来生物の指定の際現に飼養等をしている当該特定外来生物に係る愛がん又は観賞の ための飼養等
 - 五 前各号に掲げるもののほか特定外来生物による生態系等に係る被害の防止その他公益上の 必要があると認められる目的

3. 飼養等施設基準

法律

第5条

- 3 主務大臣は、前項の申請に係る飼養等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第1項の許可をしてはならない。
 - 二 飼養等をする者が<u>当該特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設</u>(以下「特定飼養等施設」という。)を有しないことその他の事由により飼養等に係る特定外来生物を適切に取り扱うことができないと認められること。

主務省令

- 第5条 法第5条第3項第二号の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。
 - 一 特定外来生物の種類に応じ、その逸出を防止できる構造及び強度とすること。
- 2 前項に定めるもののほか、基準の細目は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が告示で定める。
- 第9条 特定外来生物の指定の際、漁業法に規定する第5種共同漁業の免許を既に受けている者がいるときは、特定飼養等施設の基準については、別に告示で定める。

告示

管理釣り場、養殖場等(規則第5条対応)

- ・立入防止用のフェンス等を設けていること。
- ・外部の水系から完全に隔離されていること。 (外部の水系と繋がる給排水設備に逸出防止措 置が講じられている場合を除く)
- ・洪水時においても、当該施設内の水が容易に外 部の水系に流出するおそれのないこと。
- ・特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構 造であること。

漁業権4湖(規則第9条対応)

・第5種共同漁業権が設定された湖であって、当該湖外の水系と接続する水路(流出水路)との接続部に、飼養等をする特定外来生物が容易に逸出できない構造の網が三重に施してあること。ただし、網に代わる十分な逸出防止措置が講じられている場合には、この限りではない。

4. 飼養等の許可の条件

法律

第5条

4 主務大臣は、第1項の許可をする場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

主務省令

- 第7条 法第5条第4項の規定による条件は、次の各号によるものとする。
 - 一 特定外来生物の種類に応じ、許可に主務大臣の定める有効期間を設けること。
 - 二 特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定めた事由により飼養等に係る特定外来生物の数量に変更があった場合は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める期間内に、次に掲げる事項を主務大臣に届け出ること。
 - イ 数量の変更があった特定外来生物の種類及びその変更後の数量
 - ロ 数量の変更があった年月日
 - ハ 数量の変更の事由
 - 二 譲渡し等を行った場合にあっては、当該譲渡し等を行った相手方の住所、氏名及び職業 (相手方が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主 たる事業)並びに許可番号及び許可年月日
 - ホ 輸入を行った場合にあっては、その旨
 - へ 許可番号及び許可年月日
 - ト 数量の変更があった特定外来生物に係る第八条第二号に規定する措置内容に係る情報
 - チ その他主務大臣が必要と認める事項
 - 三 みだりに繁殖させることにより適正な飼養等に支障が生じるおそれがある特定外来生物について、繁殖を制限することその他の適切な措置を講ずること。
 - 四 前各号のほか、主務大臣が付するその他の条件は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために特に必要と認める事項とする。
- 第9条第2項 特定外来生物の指定の際、漁業法に規定する第5種共同漁業の免許を既に受けて いる者がいるときは、飼養等の許可の条件については別に告示で定める。

管理釣り場、養殖場等(規則第7条対応)

- ・許可の有効期間は3年間とする。
- ・輸入、譲り受け、引き受け若しくは捕獲により 飼養等する個体の数量が増加した場合、又は譲 り渡し若しくは引き渡し等により飼養等する 個体の数量が減少した場合は、30日以内に届 出を主務大臣に提出すること。

漁業権4湖(規則第9条対応)

- ・許可の有効期間は3年間とする(第5種共同漁業権が設定されている間に限る。)。
- ・湖に新たに特定外来生物を収容する場合は、特定外来生物の数量並びに当該特定外来生物が譲渡し等に係る場合にあっては、相手方の氏名及び許可番号を、当該収容があった日から30日以内に届け出ること。

5. 飼養等の方法

法律

第5条

5 第1項の許可を受けた者は、その許可に係る飼養等をするには、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと、当該特定外来生物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の主務省令で定める方法によらなければならない。

主務省令

- 第8条 法第5条第5項の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げるものとする。
 - 二 特定外来生物の新たな個体又は器官について飼養等を開始したときは、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める期間内に、その当該特定外来生物の個体又は器官について、マイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号に適合するものに限る。)のその皮下への埋込み、タグ又は脚環の取付け、標識又は写真の掲示その他の当該特定外来生物について法第5条第1項の許可を受けていることを明らかにするための措置であって、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定めるものを講じ、主務大臣の定めるところにより当該措置内容を主務大臣に届け出ること(既に当該措置が講じられている場合を除く。)。
 - 四 前各号のほか、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める取扱方法によること。

第9条第2項 特定外来生物の指定の際、漁業法に規定する第5種共同漁業の免許を既に受けている者がいるときは、特定外来生物の取扱方法については別に告示で定める。

告示

管理釣り場、養殖場等(規則第8条対応)

- ・飼養等に係る個体を収容する特定飼養等施設に 許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、 当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書 に添付して提出すること。ただし、飼養等許可 を受けていることを示す標識等を個体に装着 している場合にあっては、この限りではない。
- ・特定飼養等施設の外では飼養等してはならない。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物を特定飼養等施設の外で飼養等することとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立ち会いのもと、十分な強度を有する網に入れること等適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りではない。

漁業権4湖(規則第9条対応)

- ・特定飼養等施設の周囲に、許可を受けていることを明らかにするために許可者の氏名及び許可番号を付した標識を、外部の者が容易に知り得る場所に掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び掲出状況を示した図面を届出書に添付して提出すること。
- ・特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定外来生物を第五種共同漁業権に係る特定飼養等施設に新たに収容する場合にあって、一時的に当該特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合は、この限りではない。
- ・特定飼養等施設からの持出しを防ぐとともに、 許可に係る特定外来生物の飼養等の状況の確 認及び特定飼養等施設の保守点検を行うため、 巡視等の監視体制を整備し、かつ当該監視の状 況を台帳に記録して、3年間保存すること。
- ・特定飼養等施設内に飼養等その他の取扱いが制限されている特定外来生物が存する旨を示した標識を、外部の者が容易に知り得る場所に掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び掲出状況を示した図面を許可を受けた日から30日以内に提出すること。
- ・洪水時等不測の事態で特定飼養等施設内の特定 外来生物が逸出した際には、当該逸出した特定 外来生物を回収する体制を整備するとともに 整備状況を30日以内に報告すること。
- ・不測の事態で特定外来生物が逸出した際には、 当該逸出した特定外来生物の回収状況につい て、逸出の事実を知った日から30日以内に報 告すること。